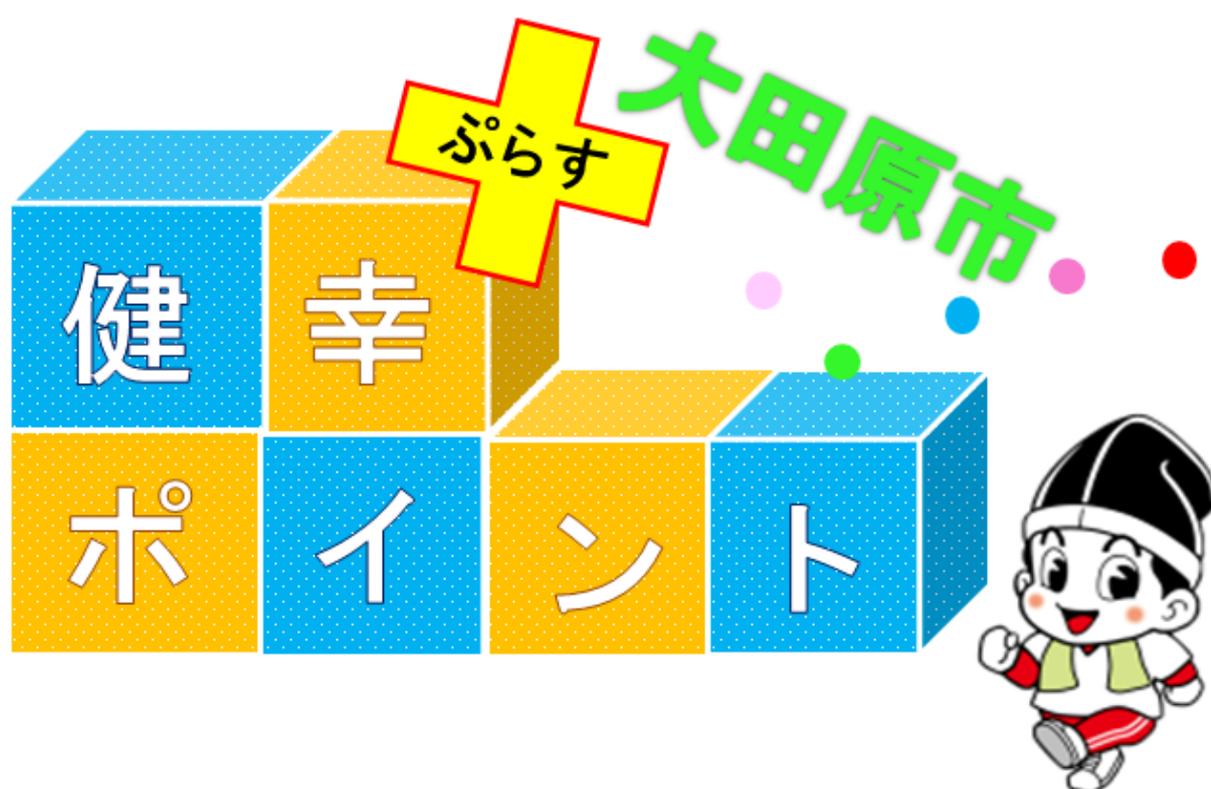


# 第2期大田原市健幸ポイントプロジェクト 参加者の手引



平成 29 年

大田原市保健福祉部健康政策課

## 健幸ポイントプロジェクトとは？

大田原市民に健康づくりへ興味を持っていただき、運動習慣を広めることで市民一人一人の“健幸寿命”の延伸を実現するための事業です。

歩数計を持って歩く、健幸づくりのプログラムに参加する、などの健幸づくり活動に取り組んだ方に、頑張ったその実績に応じて“健幸ポイント”をお贈りします。獲得したポイントは、大田原市子育て支援券に交換することができます。

## “健幸”ってなんでしょう？

「ただ健康であるだけでなく、自分らしく幸せに人生を生きること」を指します。病気にならないことに加えて、例えば、「自分のやりたいことができる」、「自分のことは自分でできる」、「自分のことを自分で決められる」、「いつまでも自分の足で歩ける」などが“健幸”の例としてあげられます。

いつまでも健幸であるためには、運動習慣を生活に取り入れることが大切です。そして、自分の体のことを調べて不安を解消したり、家から外に出て刺激を受けることが、心から幸せである健幸な日々につながります。

健幸であり続けることは、

“自分に良し、家族に良し、地域に良し”

あなたが健幸であるだけで、それは立派な社会貢献なのです。



## 目次

1. 健幸ポイント事業への参加.....	3
2. 参加した方にやっていただきたいこと.....	5
3. 健幸ポイントの獲得方法.....	7
○健幸ウォーキング・チャレンジ.....	7
○健幸カラダ・チャレンジ.....	9
○健診プラス・ポイント.....	10
○健幸プラス・カードポイント.....	11
4. 健幸ポイントの交換方法.....	12
○健幸ポイントの交換基準.....	12
○健幸ポイントの交換手続き.....	13
5. 各種手続と困ったときの手引き.....	14
6. 個人情報の取扱いについて.....	16
付録 大田原市健幸ポイント事業実施要綱.....	17

### 歩数計を洗濯してしまったら！！！！

- ① 電池を取り外し、風通しの良い日陰で2～3日乾かす。
- ② よく乾いたら電池を入れてみて、表示が出るか確かめる。
- ③ いつもと違う表示が出る場合や、何も表示が出ない場合には壊れてしまっていると考えられます。お手数ですが、代わりの歩数計の購入（指定機種に限ります）をご検討ください。

## 【1】健幸ポイント事業への参加

### (1) 事業期間

健幸ポイント事業は、第2期健幸ポイントプロジェクトとして、平成29年度から平成31年度までの3年間に限って実施されます。

### (2) 参加資格

市内に住所を有する20歳以上の市民。

(参加申込日の属する年度において20歳になる方を含む。)

### (3) 参加費

一人につき1,000円

(事業期間中一人1回のみ、参加申込時にお支払いください。)

### (4) 参加した方に市からお渡しするもの

#### (A) 健幸ポイントカード

健幸ポイント事業に参加していることを証明するカードです。

健幸ステーションやイベントなどでポイントをもらう時に使用しますので、お財布などに入れて持ち歩いてください。

無くしたり、破損したときは再交付申請をすることができます。

#### (B) 健幸ポイントシート

健幸ポイントの残高を記録していくスタンプシートです。健幸ポイントは、このシートに専用のスタンプを押印することで記録をしていきます。健幸ステーションでポイント残高を確認する際に使用しますので、健幸ステーションに行くときには、忘れずにお持ちください。

健幸ポイントシートは、無くしたり破損したときは再交付申請をすることができます。その際に以前のシートに押印されていたポイント残高が確認できない場合は、そのポイントは無効になります。

#### (C) 健幸ファイル

健幸ポイント事業で使用する資料を綴じこんでおくためのファイルです。このファイルには、次のような資料を挟み込んでおくことができます。

- 健幸ポイントカード
- 健幸ポイントシート
- 健幸ステーションで測定した体組成の記録
- 健康相談などの記録
- 特定健診や人間ドックの結果表

これらの資料をまとめて綴じこんでおくことで、個人ごとの健康の記録を管理することができます。病院や調剤薬局での医療行為、健康相談などで利用することもできますので、ぜひご利用ください。

## (D) 歩数計

健幸ポイントプロジェクトでは、ご自身の毎日の運動量を把握するため、参加した方には必ず歩数計をご利用いただきます。この歩数計は、ポイント計算の都合から指定機種を使用いたしますので、参加申込時に希望する方には歩数計を市から配布いたします。

使用する歩数計は次の機種になります。

(株) タニタ社製      F B732   「億歩計」  
(電池の型番      CR-2032)



なお、この歩数計の利用に代えて、スマートフォンの歩数計機能を利用したアプリ「スマホ歩数計」(富士通株式会社作成)を利用することもできます。

スマートフォン用のアプリ「スマホ歩数計」につきましては、次のバーコードを読み取ることにより、ダウンロードすることが出来ます。アプリの対応機種や使用方法につきましては、アプリ画面上の説明をご確認ください。

対応機種      Android 4.0 以降の OS を搭載した端末 (歩数計機能を有するもの)  
                  i OS 5.1.1 から 10.0.2 を搭載した端末 (歩数計機能を有するもの)



(Android 用 QR コード)



(i Phone 用 QR コード)

アプリを最初に起動しましたら、「利用コード」に「8641」を入力してください。

このアプリを利用することで、毎月の累積歩数データが自動的に登録されます。この機能を使うため、アプリ上の“設定”から“個人設定”を選択し、郵便番号欄にご自身の参加者番号を記載してください。

郵便番号      200-XXXX      (XXXXには、ご自身の登録番号)

○アプリ・不具合に関する問い合わせ先

otc-info@health.fmworld.net

お使いのスマートフォンの機種、不具合の内容を明記の上、メールを送信してください。後日、アプリを提供している事業者から回答が届きます。

## 【2】参加した方にやっていただきたいこと

### 「歩数計を持って毎日歩く、月に1回健幸ステーションに行く」

#### (1) 歩数（運動量）の測定

運動といっても様々なものがありますが、大田原市では最も手軽で生活に密着した運動として、毎日の歩数を増やし、その歩数を維持することをお勧めします。

毎日の運動量（歩数）を計るため、事業に参加した方には市が指定する機種 of 歩数計を持って歩くか、またはスマートフォンの歩数計機能を利用したアプリ「からだライフ」をお使いのスマートフォン等で利用していただきます。

第1期健幸ポイントプロジェクトでは、これらの歩数計を持つだけで毎日の平均歩数が約2,000歩増加したという成果がありました。歩数計を持つだけで毎日の歩数（運動量）が気になり、結果として歩数（運動量）が増える効果があるようです。少しでも運動量を増やしたいという方は、これらの歩数計を毎日朝起きてから寝るまで持ち歩くことが目標達成の第一歩になります。

#### (2) 体組成の測定（健幸ステーションへの参加）

第2期健幸ポイントプロジェクトでは、トコトコ大田原の3階に「健幸ステーション」を開設いたします。この健幸ステーションには、最新の業務用体組成計を設置いたしますので、月に1回程度、体組成の測定をお願いいたします。

体組成とは、体重、筋肉量、体脂肪量などの体の状態を示す数値のことを言います。これらの体組成を測定することによって、自分の体の状態や運動による成果を確認することが出来ます。測定した結果は、専用の用紙に印刷してお渡ししますので、健幸ファイルにそのまま綴じこんでください。

体組成の測定は無料です。健幸ステーションが開いている時間帯であれば、いつでも計測することができますので、ご都合の良い日時に健幸ステーションにお立ち寄りください。

（開催日や時間は、9ページをご参照ください。）

#### (3) 特定健診や人間ドックの受診

日頃、普通に生活しているだけでは気づかない疾病を発見するため、大田原市では特定健診（いわゆる健康診断）の受診を推奨しています。

年に1回程度、市が実施している特定健診（国民健康保険に加入している方）、会社や所属する団体などで実施している特定健診、人間ドック（脳ドックを含む）などのどれか1つを受診することで、様々な病気の予兆を調べることができます。もし、何らかの病気が見つかったとしても、発見が早ければ早いほど治療の選択肢を増やすことができます。

#### (4) 健幸づくり事業への参加

健幸ポイントプロジェクトでは、地域の事業者や組織・団体の皆様と協同で健幸ポイントがもらえる「健幸ポイント付与事業」を実施いたします。この「健幸ポイント付与事業」に参加すると、所定の健幸ポイントがもらえるほか、事業によっては景品などが抽選で当たります。

#### (5) “よいちメール” へのメールアドレスの登録

「健幸ポイント付与事業」の開催のお知らせや健幸ポイントプロジェクトに関するお知らせは、健幸ステーションの掲示板に掲載することで広くお知らせいたしますが、「よいちメール」にお使いの携帯電話やスマートフォン、パソコンのメールアドレスを登録しておくことで、その端末で直接通知を受け取ることができます。

○大田原市ホームページ (<http://www.city.ohkawara.tochigi.jp>)

トップページ左側の“オンラインサービス”から“メール配信（よいちメール）”

「よいちメール」は大田原市が運営しているメールサービスで、健幸ポイントプロジェクトのお知らせのほかにも防災情報や暮らしに役立つ様々な情報を配信していますので、是非ご利用ください。

健幸ポイントプロジェクトに関する情報を受信するには、配信カテゴリーの中から「健幸ポイント」を選択します。

#### (6) アンケート調査などへの回答

健幸ポイントプロジェクトでは、年に1回程度、参加者全員を対象とするアンケート調査を実施します。参加者の皆様には、このアンケート調査への回答にご協力をお願いいたします。

このアンケート調査は、運動習慣の定着や健康に関する知識の取得など、大田原市民の健幸づくりの成果や参加者の皆様の意識などを調査するために行うものです。

アンケート調査を実施する時期や方法については、健幸ステーションや“よいちメール”などでお知らせいたします。

### 【3】健幸ポイントの獲得方法

#### (1) 健幸ウォーキング・チャレンジ

①累積歩数25万歩ごとに・・・健幸ポイント 1ポイント

②累積歩数100万歩ごとにボーナス・・・健幸ポイント 1ポイント

①と②のポイントは重複してもらうことができます。

(例)

累積歩数が25万歩になったら 健幸ポイント 1ポイント

累積歩数が50万歩になったら 健幸ポイント 1ポイント (ポイント残高2ポイント)

累積歩数が75万歩になったら 健幸ポイント 1ポイント (ポイント残高3ポイント)

累積歩数が100万歩になったら 健幸ポイント 1ポイント+ボーナス 1ポイント (①+②)

(ポイント残高5ポイント)

毎日の運動量(歩数)は、市が指定する歩数計か、またはスマートフォンで利用できるアプリ、「からだライフ」(富士通株式会社作成)を使用して計測します。

#### ○歩数計を利用する方。

健幸ステーションで累積歩数を直接確認し、管理システムに記録します。所定の累積歩数に達している場合は、健幸ポイントシートにスタンプを押印します。

#### ○アプリ(スマホ歩数計)を利用する方。

アプリをご利用の場合は、前月分の累積歩数データが自動的に市に送信されます。この累積歩数データが健幸ポイントシステムに反映されるのは、翌月10日以降になります。また、健幸ポイントシートに対するスタンプの押印やポイントの交換手続きは健幸ステーションで行います。

## (参考) 毎日、何歩ぐらい歩けば良いの？

健幸であるために何歩歩けば良いのかという基準は個人ごとに異なります。第2期健幸ポイントプロジェクトでは、平均歩数の目標達成ではなく累積歩数でポイントが付与されますので、次の基準を参考に自分自身で毎日の目標歩数を設定してください。

市のポイント付与の設計では、ほとんどの生活習慣病を予防できる【1日あたりおおよそ8,000歩】を基準に採用していますが、個人の体力に応じて少ない歩数に設定しても構いませんし、もっと歩きたいという方はこれ以上の目標を設定しても問題ありません。

なお、足腰を痛めてしまうような過剰な目標は設定しないようにご注意ください。運動と休養のバランスが健幸づくりには必要です。

### 1日あたりの「歩数」「中強度活動(速歩き)時間」と「予防(改善)できる病気・病態」

歩数	速歩き時間	予防できる病気・病態
2,000歩	0分	●ねたきり
4,000歩	5分	●うつ病
5,000歩	7.5分	●要支援・要介護 ●認知症(血管性認知症、アルツハイマー病) ●心疾患(狭心症、心筋梗塞) ●脳卒中(脳梗塞、脳出血、くも膜下出血)
7,000歩	15分	●がん(結腸がん、直腸がん、肺がん、乳がん、子宮内膜がん) ●動脈硬化 ●骨粗しょう症 ●骨折
7,500歩	17.5分	●筋減少症 ●体力の低下(特に75歳以上の下肢筋力や歩行速度)
8,000歩	20分	●高血圧症 ●糖尿病 ●脂質異常症 ●メタボリック・シンドローム(75歳以上の場合)
9,000歩	25分	●高血圧(正常高値血圧) ●高血糖
10,000歩	30分	●メタボリック・シンドローム(75歳未満の場合)
12,000歩	40分	●肥満

この基準は、平成28年度第3回健康セミナーにお招きした、東京都健康長寿医療センター研究所老化制御研究チーム副部長 青柳幸利先生の研究成果を採用いたしました。

詳しい内容を知りたい場合には、先生の著書「やってはいけないウォーキング」(SBクリエイティブ株式会社刊)をご参照ください。

## (2) 健幸カラダ・チャレンジ

健幸ステーションで体組成の測定を6か月連続で測定したら

・・・健幸ポイント1ポイント + 市指定ごみ袋 1ロール

健幸ステーションには、最新の体組成計を備え付けてあり、無料でご利用いただけます。

この体組成計で測定をすることで、体重、筋肉量、体脂肪量などを計測し、専用の用紙に自動印刷することができますので、是非ご利用ください。(測定時間はおおよそ15秒程度ですが、印刷終了まで3分間程度かかります。)

体組成の測定結果記録用紙が連続した6か月分(6枚)貯まると、健幸ポイント1ポイントと市指定のごみ袋がその場でもらえます。

毎月1回、体組成を測定することで自分の体の調子や運動の成果を確認することができます。ご自身の体の具合が気になる方はもちろん、体重の記録などは医療行為に役立つこともありますので、ご自身の体の記録を集めてみてください。

### ○測定は健幸ステーションで

ポイント付与の対象となる測定結果は、健幸ステーションで測定した結果のみとなります。ご家庭で測定した体組成の結果記録はポイント付与の対象とはなりません。

健幸ステーションの開設日	
トコトコ大田原 3階会議室	毎週木曜日、金曜日、土曜日 午前9時30分から午後5時30分まで

※そのほか、臨時開催として黒羽・川西地区公民館と市内の店舗等で健幸ステーションを臨時開催いたします。臨時ステーションは夜間も開催いたしますので、ぜひご利用ください。

健幸ステーションの臨時開催日は、別途資料をご確認ください。

### ○測定の間隔は？

おおよそ1か月に1回程度の間隔で測定をお願いいたします。最初の測定日を目安に、同じ日にちの前後で測定すると、安定した測定データになります。

### (3) 健診プラス・ポイント

市が実施する特定健診や会社の特定健診、人間ドック等を受診したら

・・・健幸ポイント3ポイント

健診プラス・ポイントは1年度中に1回（3ポイント）まで。

健診プラス・ポイントは、市が実施する健康診査や人間ドックなどを受診することでもらえるポイントです。1年度中に1回かぎり、下記の健診のうちどれか一つを受診して、その結果表を健幸ステーションの受付に提示すると、3ポイントがもらえます。受診する健診が対象かどうか分からない場合は、市健康政策課までお問い合わせください。

#### ○市が実施する特定健診（市民健康診査、主に国民健康保険に加入している方）

大田原市では、生活習慣による疾病を早期発見するため、「市民健康診査」を実施しています。

市民健康診査には、集団健診と医療機関健診の2種類がありますが、どちらの方法で受診してもポイントの対象となります。

市民健診については、「広報おおたわら」などでお知らせしていますが、詳しい申込方法や日時などの内容等については、市健康政策課までお問い合わせください。

（市民健診について 健康政策課成人健康係：23-7601）

#### ○会社などで実施する特定健診

社会保険（健康保険組合や協会けんぽ、共済組合など）の加入者や被扶養者の方は、加入している社会保険で実施する健診を受けることができます。この健診を受診することでも、ポイント付与の対象となります。

これら社会保険の保険者が実施する健診の詳しい内容については、勤務先等にお問い合わせください。

#### ○病院等で行う人間ドック

医療機関が実施している人間ドック（日帰り、宿泊、脳ドック）についても、ポイント付与の対象となります。

受診する医療機関や人間ドックなどの内容については特に指定はありません。詳しい人間ドックの検査内容や申し込みについては、各医療機関へ直接お問い合わせください。

## (4) 健幸プラス・カードポイント

市が実施する健幸ポイント付与対象事業に参加したら

・・・参加 1 回につき健幸ポイント 1 ポイント

ただし、受付にカードを提示した場合のみ。

市が主催する健幸ポイント対象事業に参加すると、参加 1 回につき健幸ポイント 1 ポイントがもらえます。

【ポイント付与事業は別途お知らせいたします。】

### ○ポイント付与対象事業のお知らせ

ポイント付与対象事業については、次の方法でお知らせいたします。

・健幸ステーション内の掲示      ・広報おたわら      ・よいちメール

特に健幸ステーションには、最新のイベント情報を掲示いたしますので、健幸ステーションに立ち寄った際には確認をお願いいたします。

### ○健幸ポイントカードと健幸ポイントシートを忘れずに！！

ポイント付与対象事業に参加したことによるポイントの記録は、それぞれのイベントの受付で健幸ポイントカードを提示することで記録していきます。イベント等に参加する際には、健幸ポイントカードを忘れずにお持ちください。

健幸ポイントシートへの押印は、イベント開催月の翌月 10 日以降に健幸ステーションで行いますので、健幸ステーションに立ち寄る際には健幸ポイントシートを忘れずにお持ちください。

## 【4】健幸ポイントの交換方法

### (1) ポイントの交換基準

健幸ポイントが10ポイント貯まると、健幸づくりへの褒賞として市から次の景品を贈呈いたします。

必要ポイント	ポイント交換コース
10ポイント	大田原市内公共温泉施設無料入浴券（3枚） （湯津上温泉やすらぎの湯、黒羽温泉五峰の湯）

健幸ポイントが20ポイント貯まると、次のコースのうち1つを選んで、ポイントを交換することができます。

番号	必要ポイント	ポイント交換コース
①	20ポイント	大田原市子育て支援券 2,000円相当
②		大田原市子育て支援基金への寄付 2,000円

### (2) ポイント交換のルール

- ① 健幸ポイントの20ポイント交換は1年度中に3回までとなります。
- ② 健幸ポイントは、20ポイントの交換を行うと残高が0に戻ります。（10ポイントの交換の際には、ポイントは減りません。）
- ③ 20ポイントの交換を申請した際には、新しい健幸ポイントシートをお渡しいたします。
- ④ 健幸ポイントは、平成32年3月31日まで繰り越して貯めることができます。

### (3) ポイントの計算方法

- 健幸ポイントの残高は、市が管理している健幸ポイントシステム上で自動的に管理や計算をしていきます。
- 健幸ポイントシートに対するスタンプの押印は、健幸ステーションで行います。前月の参加履歴などが反映されるのは、翌月の10日以降となります。
- 健幸ポイントシステムとお手元の健幸ポイントシートの押印数が異なる場合は、健幸ポイントシステム上の残高が優先となります。
- 健幸ポイントの交換は、健幸ステーションで行います。所定のポイントが貯まりましたら、まず健幸ステーションへお立ち寄りください。

## (4) 健幸ポイントの交換手続き

### ◎10ポイント貯まったら

- ① 健幸ステーションで、受付に健幸ポイントシートを提示してください。
- ② 健幸ポイント10ポイントの押印が確認できましたら、その場で公共施設利用券（大田原市内温泉施設無料入浴券（3枚））をお渡しいたします。

### ◎20ポイント貯まったら

- ① 健幸ポイントが20ポイント貯まりましたら、健幸ステーションに備え付けてある「健幸ポイント交換申請書」に記入し、受付に健幸ポイントシートを添えて提出してください。
- ② ポイント交換コースは、「健幸ポイント交換申請書」に記入することで選択していただきます。なお、申請ごとに、「子育て支援券交換コース」と「子育て支援基金への寄付コース」を選ぶことができます。
- ③ 「子育て支援券交換コース」を選択した場合には、約2週間後に市役所から子育て支援券を郵送でお送りいたします。
- ④ 「子育て支援基金への寄付コース」を選択した場合には、ご本人に代わって市が子育て支援基金へ積み立てる手続きを行います。寄付の処理が完了しましたら、ご本人に郵送でお知らせいたします。

#### ※注意事項

健幸ポイントを商品券に交換された方は、賞金や福引きの賞金品、競馬や競輪の払戻金等と同様に一時所得扱いになります。一時所得の合計が50万円を超える場合は確定申告が必要です。



## 【5】各種手続と困ったときの手引き

### (1) 参加登録情報の変更

- 参加申込時に記載した氏名、住所、メールアドレスなどの登録情報が変更となった場合には、お手数ですが、市役所健康政策課まで電話でご一報ください。
- 「よいちメール」のアドレスや受け取る項目の変更は、大田原市 WEB サイトからも行うことができます。
- 転出等により、参加者が大田原市民でなくなった場合は、本事業への参加を継続することはできません。ポイントが所定の基準に達している場合には、転出等の前に交換手続きをお願いします。

### (2) 退会について

- 第2期健幸ポイントプロジェクトでは、特に退会の手続きを定めていません。止めたくなった場合には、そのまま健幸ステーションなどへの参加を中止することで退会することができます。
- また、途中で止めたとしても、一度参加登録をしておけば、再度手続きをすることなく再開することができます。もし、健幸ポイントカードや健幸ポイントシートを無くした場合でも、再発行して継続することができます。

### (3) 歩数計の取り扱いについて

- 歩数計を無くしたり、洗濯などで故障した場合には、歩数計を再度購入することができます。その際には歩数計の代金は自己負担となります。
- 健幸ポイントプロジェクトで使用している歩数計は一般に市販されています。市内の取扱店については、別紙一覧表をご確認ください。
- 歩数計は、通常3か月から6か月程度で電池が切れますので、ご自身で電池の交換をお願いいたします。電池の交換の際には、時刻を設定する必要があります。

交換する電池の型番                      CR-2032

**歩数計の電池交換や、設定などが分からない場合には、  
健幸ステーションでご相談ください。**

#### (4) 健幸ポイントカード、または健幸ポイントシートを紛失したとき

- 健幸ポイントカード、健幸ポイントシートは再発行をすることができます。
- 再発行をする場合には、市役所健康政策課窓口までお越しください。
- 健幸ポイントシートを再発行する際には、以前の健幸ポイントシートのポイント残高は全て無効となります。ただし、再発行前のシートが見つかったり、健幸ステーションの端末記録でポイント残高が確認できる場合には、健幸ポイントの残高を引き継ぐことができます。

#### (5) 事業の終了について

- 第2期健幸ポイントプロジェクトは、平成29年度から平成31年度までの3か年を事業期間として実施いたします。このため、ポイントの交換期限も平成32年3月31日までとなります。
- 平成32年3月31日まで健幸ポイントは年度にかかわらず残高を繰り越すことができます。
- 事業の最終年度において、再度事業の評価と見直しを行い、健幸ポイント事業を継続するかどうかを決定いたします。

#### (6) 不正行為をしないで!!!

- 健幸ポイントプロジェクトは、市役所と参加者の皆様との信頼関係を基盤に実施しています。ポイントの取得や記録、交換における適正な運営にご協力をお願いいたします。
- 次のような行為が確認された場合には、大田原市健幸ポイント事業実施要綱の規定に基づき、健幸ポイントの抹消や参加資格の取消しを行うことがあります。また、違反行為等により褒賞を受けた場合には、当該褒賞相当額の変換を市から請求することになります。
  - 健幸ポイントカード又は健幸ポイントシートを不正に改ざんしたとき。
  - 要綱に違反する行為又は虚偽申告その他の不正行為をしたとき。

#### (7) 困ったときの問い合わせ先

■大田原市 保健福祉部 健康政策課 健康政策係

電話番号 0287-23-8704      FAX 0287-23-7632

メール [kenkou@city.ohtawara.tochigi.jp](mailto:kenkou@city.ohtawara.tochigi.jp)

■開設時間：8:30～17:15（土日祝日と年末年始を除く）

## 【6】個人情報取扱いについて

- 健幸ポイント事業において、市が参加者から取得した個人に関する情報（以下「参加者情報」といいます）の取扱いは、個人情報保護法、大田原市個人情報保護条例の定めに基づいて取り扱われます。
- 参加者情報は、地域医療費の分析及び市が主催する健康増進に資する事業以外には使用いたしません。
- 医療費分析や健幸ポイント事業の適切かつ合理的な運用や効果の評価を行うため、参加者情報を利用した第三者による分析等を行います。この際には、参加者情報を匿名化し、個人を特定する情報は全て削除されますので、個人が特定されることは一切ありません。

# 付 録

## 大田原市健幸ポイント事業実施要綱

(平成29年3月31日告示第60号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、大田原市民がすこやかに長生きするための条例（平成9年条例第2号）第3条の規定に基づき、市民の健康づくりへの意欲を喚起するとともに、運動習慣の定着を促し、もって健康寿命の延伸を実現するため、市等が主催する事業（以下「健康づくり活動」という。）に参加する者にポイントを付与し、当該ポイントの累計に応じて褒賞を贈呈する大田原市健幸ポイント事業（以下「健幸ポイント事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健幸ポイント 健康づくり活動に参加する者に対し、日々の成果を確認するため市長が付与するポイントをいう。
- (2) 健幸ポイントカード 健幸ポイント事業への参加者（以下「参加者」という。）に対して交付する資格者証をいう。
- (3) 健幸ポイントシート 参加者の健康づくり活動の実践状況を記録し、及び健幸ポイントの残高を確認するため配付する記録帳をいう。

(対象者)

第3条 健幸ポイント事業の対象者は、市内に住所を有し、次条に規定する参加申込みの日の属する年度において満20歳以上の者とする。

(参加申込み等)

第4条 健幸ポイント事業に参加しようとする者は、大田原市健幸ポイント事業参加申込書（様式第1号）に参加費1,000円を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、健幸ポイントカード及び健幸ポイントシートを当該申込者に交付する。
- 3 健幸ポイントカード及び健幸ポイントシートは、参加者1人につき1枚発行するものとする。
- 4 参加者は、健幸ポイントカード若しくは健幸ポイントシートを紛失し、破損し、若しくは汚損したとき又は記載事項に変更が生じたときは、市長に大田原市健幸ポイントカード（健幸ポイントシート）再発行申請書（様式第2号）を提出して、それぞれの再交付を受けることができる。
- 5 参加者が健幸ポイントシートを紛失した場合は、当該紛失に係るまでに付与された健幸ポイントは無効とする。ただし、健幸ポイントシートの再交付を受けた後、紛失した健幸ポイントシートが発見され、かつ健幸ポイントが確認できるときは、再交付後の健幸ポイントに合算することができる。
- 6 市長は、参加者のうち歩数計の使用を希望する者に対し、1人につき1回限り予算の範囲内で歩数計を貸与するものとする。

(付与対象活動及びポイント基準)

第5条 健幸ポイントの付与対象となる健康づくり活動及び付与するポイント数の基準は、それぞれ別表第1に定めるとおりとする。

(ポイントの付与等)

第6条 市長は、健康づくり活動への参加者に対し、前条に定める基準に応じ、健幸ポイントシートにスタンプを押印することにより健幸ポイントを付与するものとする。この場合において、参加者は健幸ポイントカードを提示しなければならない。

2 健幸ポイントは、第三者に譲渡することができない。

(褒賞)

第7条 参加者は、健幸ポイントが20ポイントに達したときは、大田原市健幸ポイント交換申請書(様式第3号)に健幸ポイントシートを添えて、健幸ポイントの交換を申請することができる。ただし、交換の申請は、同一年度において3回を上限とする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、参加者が取り組んだ健康づくり活動への褒賞として、子育て支援券(大田原市子育て支援券条例(平成19年条例第31号)第2条に規定するものをいう。)を贈呈する。この場合において、子育て支援券の額面は、健幸ポイント20ポイントにつき2,000円相当とする。

3 市長は、前項の規定により子育て支援券を贈呈したときは、当該贈呈を受けた参加者の健幸ポイント残高から20ポイントを抹消しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、市長は、参加者が別表第2に定める健康づくり活動を行ったと認めるとき又は20ポイントに満たない健康ポイントを獲得したときは、同表に定める褒賞品を当該参加者に対し贈呈することができる。

(寄附)

第8条 前条2項の規定による褒賞を受ける参加者は、希望により当該褒賞に係る子育て支援券を市に寄付することができる。

2 市長は、前項の規定による寄付の申出があったときは、大田原市子育て支援基金(大田原市子育て支援基金設置条例(平成11年条例第1号)で定める基金をいう。)に寄付相当額を積立てることにより寄付の受領に代えるものとする。

(健幸ポイントサポーター)

第9条 健幸ポイント事業を円滑に実施するため、健幸ポイントサポーター(以下「サポーター」という。)を設置する。

2 サポーターは、市長の指示を受け次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 説明会、イベント等の補助
- (2) 市が実施する体組成の測定等の補助
- (3) その他健幸ポイント事業の補助

3 市長は、参加者のうち健幸ポイント事業に理解と熱意を有するものを優先してサポーターに採用する。ただし、サポーターの人数が不足する場合は、参加者以外の者を採用することができる。

4 サポーターへの採用を希望する者は、大田原市健幸ポイントサポーター登録申込書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

5 サポーターは、その活動において知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。サポーターを辞めた後も同様とする。

6 市長は、サポーターが第2項に定める業務に従事したときは、3時間につき2,000円相当の子育て支援券を褒賞として支給する。

(個人情報取扱い)

第10条 市長は、健幸ポイントで得た個人情報を、地域医療費の分析及び市が主催する健康増進に資する事業以外には使用しないものとする。

(違反行為等に対する措置)

第11条 市長は、参加者が次の各号のいずれかに該当したときは、健幸ポイントを抹消し、及び参加資格を取り消すものとする。

- (1) 市外に転出したとき。
- (2) 健幸ポイントカード又は健幸ポイントシートを不正に改ざんしたとき。
- (3) この要綱に違反する行為又は虚偽申告その他の不正行為をしたとき。

2 市長は、褒賞を受けた参加者が前項第2号又は第3号に規定する違反行為をした場合、当該褒賞相当額を請求するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、健幸ポイント事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

(大田原市健幸マイレージ事業実施要綱の廃止)

2 大田原市健幸マイレージ事業実施要綱(平成26年告示第54号)は、廃止する。

別表第1(第5条関係)

区 分	付与ポイントの基準
市が指定する歩数計、スマートフォン等により測定した累積歩数による運動量の計測	累積歩数25万歩ごとに1ポイント 累積歩数100万歩ごと1ポイント
市が指定する体組成計による体組成の測定	6箇月間連続した体組成の測定につき1ポイント
特定健診、健康診査、人間ドック又は脳ドックの受診	3ポイント(同一年度において1回に限る。)
市長が指定するイベント、セミナー、運動教室等への参加	1ポイント
その他市長が必要と認める活動	対象活動ごとに、市長が事前に定める。

別表第2(第7条関係)

区 分	褒賞品
1箇月当たり1回、市が定める方法で体組成を測定し、当該測定を6箇月間連続して継続したとき。	大田原市指定ごみ袋 1本(10枚)
健幸ポイント残高が10ポイントに達したとき。	市長が指定する市の公共施設等の利用券
その他、市長が健康づくりに役立つと認める活動をしたとき。	対象活動ごとに、市長が別に定める。